

チャーター・チェーンにおける運河通航料の負担について ～荷揚げ港変更がなくとも船主が定期傭船契約上登録船主に対して運河通航料を負担しているのであれば、航海傭船者はその費用を負担しなくてもよいか？～

HBC Hamburg Bulk Carriers GmbH & Co v. Huyton Inc (The M/V "GLORY SANYE") [2014] EWHC4176 (Comm)

【事案】

HBC Hamburg Bulk Carriers (以下「HBC」という)は、2009年10月23日、Huyton Inc (以下「Huyton」という)に対し、Constanza港からスエズ運河の南に位置するDjibouti港まで“GLORY SANYE”(以下「本船」という)にて小麦を輸送する航海傭船を引き受けた。他方、HBCは、登録船主から本船を定期傭船した(trip charter)。

本船は、Constanza港にて小麦を船積みし、同年11月20日にDjibouti港に到着したところ、貨物を受取る者がなく、荷揚げができなかった。本船が3カ月ほどDjibouti港に滞船した後、HBCとHuytonは、荷揚げ港をスエズ運河の南に位置するエジプトのAin Sukhna港に変更し、さらにスエズ運河の北側に位置し地中海に面するDamietta港に変更することを合意した。

HBCとHuytonは、本航海傭船契約のaddendum no.1 (Ain Sukhna港に変更する際の合意)及びaddendum no.2 (Damietta港に変更する際の合意)において、荷揚げが完了するまでの滞船料、新荷揚げ港での港費、新荷揚げ港までの航海に要する燃料費をHuytonが負担し、荷揚げができなかつことに伴う損失、費用及び損害をHBCは補償される旨を合意した。

他方、HBCは、本定期傭船契約上、スエズ運河の北側に位置し地中海に面するエジプトのSaid港で登録船主に本船を返船することになっていた。すなわち、本航海傭船契約上の荷揚げ港変更の有無にかかわらず、本船はそもそもスエズ運河を通航する予定であったうえ、その通航費用はHBCが負担しなければならなかった。

HBCは、仲裁においてDjibouti港からDamietta港に荷揚げ港が変更されたことによりスエズ運河の通航費用が発生したのであるから、Huytonがその費用を負担すべきであると主張した。仲裁廷は、addendumでHuytonが補償するとした「損失・損害」は、この条項の「文脈」(context)から、荷揚げ港変更に伴って追加的に発生した費用に限られるのであり、そもそも本船は返船のためにスエズ運河を通航しなければならなかったのであるから、Djibouti港で荷揚げしたからといって通航に要する費用全てが「損失・損害」にあたるものではなく、HBCの請求は空船状態で通航するより

も余計に生じた2万ドルの費用のみ認められると判断した。

そこで、HBCは、高等法院に上訴した。

【判決】

Huytonは、スエズ運河通航のための費用をHBCは負担しなければならなかつたのであるから、その費用が補償されることは「棚ぼた」であり、損害論に反すると主張したが、高等法院は、以下の理由に基づき、HBCの主張を認めた。

仲裁廷は、その判断の根拠として条項の「文脈」をあげるのみで詳論していない。

addendum no.1及びno.2の合意により、HuytonはDamietta港まで本船を航海させることができるるのである。この合意は商売上のものであり、Damietta港までの航海の代金が実質的にはDjibouti港での荷揚げに比べて余計にかかるDamietta港での荷揚げ費用になるということである。Huytonは、その費用(代金)を支払うことを合意しているのである。

仲裁廷は、HBCと登録船主間の定期傭船契約上、Said港で返船すること及びスエズ運河通航のための費用をHBCが負担することを考慮しているが、これはHBCとHuyton間の荷揚げ港変更に伴う合意に影響する事情の一部にはあたらない。契約外の第三者に対して、当該契約は不利に影響しないのである(“res inter alios acta”)。

定期傭船契約上、HBCがDamietta港までの航海に要する燃料費用を負担するが、これをもって燃料費用をHuytonに負担させることができなくなるわけではないのであるから、スエズ運河通航費用も同様に解するべきであろう。

【コメント】

仲裁廷は荷揚げ港変更によって生じる費用を航海傭船契約違反に基づく損失・損害の性質を有するものとしてとらえている一方、高等法院は傭船料の追加支払いの合意としてとらえているように思われる。

判旨が指摘するように定期傭船者が船主に支払うべき費用を航海傭船者から回収するのは商売上通常なことであり、荷揚げ港変更に伴う費用をHuytonが負担することに合意している以上、Huytonが当事者でない契約から生ずる利益を享受するというのは不合理であろう。■